

徳島県告示第三百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年五月二十九日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

|                            |          |
|----------------------------|----------|
| 土地改良区の事務所所在地及び名称<br>板野郡上板町 | 認可年月日    |
| 板名用水土地改良区                  | 令和二年五月七日 |